

四半期報告書

(第45期第2四半期)

自 平成22年4月1日
至 平成22年6月30日

株式会社シーエーシー

東京都中央区日本橋箱崎町2-4番1号

目 次

頁

表 紙

第一部	企業情報	1
第1	企業の概況	1
1	主要な経営指標等の推移	1
2	事業の内容	2
3	関係会社の状況	2
4	従業員の状況	2
第2	事業の状況	3
1	生産、受注及び販売の状況	3
2	事業等のリスク	4
3	経営上の重要な契約等	4
4	財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4
第3	設備の状況	9
第4	提出会社の状況	10
1	株式等の状況	10
(1)	株式の総数等	10
(2)	新株予約権等の状況	11
(3)	行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	13
(4)	ライツプランの内容	13
(5)	発行済株式総数、資本金等の推移	13
(6)	大株主の状況	14
(7)	議決権の状況	15
2	株価の推移	15
3	役員の状況	15
第5	経理の状況	16
1	四半期連結財務諸表	17
(1)	四半期連結貸借対照表	17
(2)	四半期連結損益計算書	19
(3)	四半期連結キャッシュ・フロー計算書	21
2	その他	31
第二部	提出会社の保証会社等の情報	32

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月13日
【四半期会計期間】	第45期第2四半期（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）
【会社名】	株式会社シーエーシー
【英訳名】	C A C C o r p o r a t i o n
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 島田 俊夫
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋箱崎町24番1号
【電話番号】	03（6667）8000
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営統括本部長 川真田 一幾
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋箱崎町24番1号
【電話番号】	03（6667）8000
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営統括本部長 川真田 一幾
【縦覧に供する場所】	株式会社 東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第44期 第2四半期連結 累計期間	第45期 第2四半期連結 累計期間	第44期 第2四半期連結 会計期間	第45期 第2四半期連結 会計期間	第44期
会計期間	自平成21年 1月1日 至平成21年 6月30日	自平成22年 1月1日 至平成22年 6月30日	自平成21年 4月1日 至平成21年 6月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 6月30日	自平成21年 1月1日 至平成21年 12月31日
売上高（百万円）	20,311	18,566	9,316	8,891	39,842
経常利益（百万円）	1,178	1,201	528	495	1,884
四半期（当期）純利益（百万円）	578	650	291	281	929
純資産額（百万円）	—	—	19,385	20,347	19,773
総資産額（百万円）	—	—	29,279	31,501	31,004
1株当たり純資産額（円）	—	—	950.14	981.21	960.61
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	28.90	32.45	14.57	13.99	46.49
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	—	—	64.89	62.66	61.96
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	850	2,903	—	—	687
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△944	△314	—	—	△2,300
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△352	△400	—	—	705
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（百万円）	—	—	7,139	8,798	6,658
従業員数（人）	—	—	2,090	2,192	2,150

（注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、当社連結子会社の株式会社アームシステックス、株式会社アーム、株式会社CACクリニットを当社に吸収合併いたしました。

また、以下の会社が新たに関係会社となっております。

名称	住所	資本金 (百万円)	主な 事業内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
《持分法適用関連会社》 株式会社総合臨床ホールディングス	東京都 新宿区	1,364	SMO (治験施設支 援機関) 事業	20.06	当社との間で資本・業務提携 契約を締結しております。 役員の兼務等なし

(注) 1. 「議決権の所有割合」欄は、当該関係会社の議決権に対する当社の所有割合を記載しています。
2. 有価証券報告書提出会社であります。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（人）	2,192
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員数であり、契約社員を含んでおります。

(2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（人）	1,466
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員数であり、契約社員を含んでおります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりです。

事業の種類別セグメントの名称	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	前年同期比 (%)
システム構築サービス (百万円)	2,830	89.8
システム運用管理サービス (百万円)	3,091	82.5
BPO/ITOサービス (百万円)	1,313	96.3
合計 (百万円)	7,236	87.6

- (注) 1. 金額は制作原価で表示しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当第2四半期連結会計期間の受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりです。

事業の種類別セグメントの名称	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)			
	受注高 (百万円)	前年同期比 (%)	受注残高 (百万円)	前年同期比 (%)
システム構築サービス (百万円)	3,445	79.8	2,435	69.1
システム運用管理サービス (百万円)	4,236	106.4	6,030	96.1
BPO/ITOサービス (百万円)	1,140	104.6	5,371	143.4
合計 (百万円)	8,822	93.9	13,837	102.2

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりです。

事業の種類別セグメントの名称	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	前年同期比 (%)
システム構築サービス (百万円)	3,445	99.1
システム運用管理サービス (百万円)	3,770	80.8
BPO/ITOサービス (百万円)	1,675	143.2
合計 (百万円)	8,891	95.4

(注) 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、次のとおりです。

相手先	前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	
	金額 (百万円)	割合 (%)	金額 (百万円)	割合 (%)
アステラス製薬 (株)	1,143	12.3	1,317	14.8

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）業績の状況

当第2四半期連結会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年6月30日）におけるわが国の経済は、緩やかな回復基調が継続しているものの、欧州の信用不安や海外景気の下振れ懸念などから、不透明感を抱えた状況にあります。

情報サービス産業においても、こうした先行き不透明感から企業のIT投資抑制傾向が継続し、引き続き厳しい状況となりました。

このような環境の下、当社グループでは、医薬BT0サービスをはじめとした、強みを持つ特化分野での受注・売上の拡大に努めるとともに、全社的なコスト低減に継続して取り組みました。

その結果、当第2四半期連結会計期間の業績は、次のとおりとなりました。

売上高は、BP0/BT0サービスが43.2%の増収となった一方、システム運用管理サービスが19.2%の減収となったため、前年同期比4.6%減少の88億91百万円となりました。

損益面については、原価低減努力を引き続き進めたものの、売上総利益が前年同期比3.8%減少の16億15百万円となりました。その結果、営業利益は前年同期比13.5%減少の3億38百万円、経常利益は前年同期比6.3%減少の4億95百万円、四半期純利益は前年同期比3.4%減少の2億81百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

①システム構築サービス

信託、食品分野向けが減少したことなどにより、システム構築サービスの当第2四半期連結会計期間の売上高は、前年同期比0.9%減少の34億45百万円となりました。

②システム運用管理サービス

前年のシステムリプレース案件に伴うハードウェア売上の反動減があったほか、サービスおよび食品分野向けが減少したことなどにより、システム運用管理サービスの当第2四半期連結会計期間の売上高は、前年同期比19.2%減少の37億70百万円となりました。

③BP0/BT0サービス

医薬品の開発を支援する医薬BT0サービスが堅調に推移した結果、BP0/BT0サービスの当第2四半期連結会計期間の売上高は、前年同期比43.2%増加の16億75百万円となりました。

※BP0：Business Process Outsourcing

※BT0：Business Transformation Outsourcing

（2）資産、負債および純資産の状況

当第2四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べて4億97百万円増加して315億1百万円となり、負債は、前連結会計年度末に比べて76百万円減少して111億53百万円となりました。

純資産は、利益剰余金が2億69百万円増加したほか、評価・換算差額等が1億21百万円増加したことにより、前連結会計年度末に比べて5億73百万円増加し、203億47百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益が4億89百万円あったほか、賞与引当金の減少額が5億60百万円、売上債権の減少額が14億2百万円あったこと等により、16億4百万円の収入（前年同期比1億4百万円の収入増）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、関係会社株式の取得による支出が5億14百万円あったこと等により、5億59百万円の支出（前年同期比2億97百万円の支出減）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の返済による支出が70百万円、自己株式の処分による収入が96百万円あったこと等により、12百万円の収入（前年同期比12百万円の収入増）となりました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間末においては、現金及び現金同等物は第1四半期連結会計期間末比10億62百万円増加し、87億98百万円となりました。

(4) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容は、次のとおりであります。

[買収防衛策について]

当社は、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為（いずれも予め当社取締役会が同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を為そうとする特定株主グループを「当該買付者」といいます）が一定の合理的なルールに従って行われることにより、株主の皆様に必要な情報が提供され、不適切な買収により当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止して、企業価値の向上に資することになるとの観点から、平成20年3月27日開催の当社第42回定時株主総会にて、濫用的企業買収への対応方針（買収防衛策）の導入継続につき、ご承認をいただいております。

注1：特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます）の保有者（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます）または買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます）を行う者とその共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます）および特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます）を意味します。

注2：議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済全株式から、直近の自己株券買付状況報告書に記載された数の保有自己株式を除いた株式の議決権数とします。

①本対応方針導入の目的

大規模買付行為に応じるか否かは、最終的には株主の皆様の御判断に委ねられるべき事項と考えますが、そのためには買付提案に関する十分な情報やそれを評価するための相当な時間が株主の皆様には提供される必要があると考えております。そのように考える理由は以下のとおりであります。

当社グループは情報化戦略の立案、システム構築、システム運用管理などのITサービスを主たる事業としており、顧客企業各々の情報システムのニーズに合致したサービスを継続的に提供しております。その結果として特定の企業ならびにその属する業界において多くの業務経験を積み、特有の業務知識・ノウハウを習得したことで、顧客企業から高い評価をいただき、信頼関係を継続しております。そのことこそが、同業他社との競争において、当社グループの重要な強みとなっており、同時に当社グループの企業価値の源泉となっていると認識しております。したがって、各顧客企業と当社との関係性への十分な理解なくして、当社グループの企業価値や買付提案の妥当性を判断するのは容易でない場合があります。

そのため、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様適切に判断いただくためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から、上記のような事業の背景を踏まえた今後の経営方針、事業計画に加え、特に顧客あるいは業界と言う側面での営業方針・政策などについての適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であります。

また、大規模買付行為によって株主の皆様が不測の不利益を被ることを防止し、場合によっては取締役会が株主の皆様利益のために買付提案の改善を当該買付者に要求する、あるいは代替案を提示するためのルールが必要であると考えております。

当社は、このような基本的な考え方のもとで、以下のとおり大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます）を設定いたします。

②大規模買付ルールの内容

ア. 当該買付者は、大規模買付行為の実施前に取締役会に対して、株主の皆様および取締役会の判断のために十分な情報（以下「本件必要情報」といいます）を提供するものとします。その内容は以下のとおりであります。

- (a) 当該買付者の概要（当該買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等を含みます）
- (b) 大規模買付行為の目的および内容
- (c) 当社株式の取得対価の算定根拠
- (d) 買付資金の存在を根拠づける資料
- (e) 当社の経営に参画した後、向こう5年間に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等

本件必要情報の具体的内容は大規模買付行為の内容によって異なることもあり得るため、当該買付者は大規模買付行為を行う前に先ず当社代表取締役宛に、当該買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の内容を明示し、大規模買付ルールに従う旨を記載した意向表明書を提出するものとします。

当社は、意向表明書を受領後10営業日以内に、当該買付者から当初提供していただくべき本件必要情報のリストを当該買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分であると認められる場合は、十分な本件必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

大規模買付行為があった事実および当社取締役会に提供された本件必要情報は、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合は、取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示いたします。

イ. 取締役会は、当社の要請に基づく本件必要情報の全てを当社が受領した翌日から起算して、60日（買付の対価を円貨の現金のみとする公開買付による当社株式全部の買付の場合）または90日（その他の場合）以内の期間をもって、大規模買付行為を評価、検討、交渉、意見形成のために必要な期間（以下「取締役会検討期間」といいます）とし、当該買付者は取締役会検討期間中大規模買付行為を開始しないものとします。

また、取締役会は、取締役会検討期間中、当該買付者から提供された本件必要情報を検討し、取締役会としての意見をとりまとめ公表いたします。

③対応

ア. 当該買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

もし当該買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、取締役会は、当該買付提案に対する反対意見を表明したり、代替案を提案して株主の皆様を説得したり、その他の適法かつ相当な対応をとることがありますが、原則として③イ. (a)または③イ. (b)に記載した対抗措置をとりません。ただし、たとえ大規模買付ルールが遵守されても大規模買付行為が株主の皆様の利益を著しく損なうと取締役会が判断した場合（例えば、(a)真に経営参加する意思がなく、株価を一時的に吊り上げて高値で転売する目的である場合、(b)当社の顧客基盤その他経営資源を当該買付者に移転するなどいわゆる焦土化が目的である場合、(c)経営資源の売却等によって一時的な高配当により株価を一時的に吊り上げて高値で転売する目的である場合など）は、株主の皆様の利益を守るために、③イ. (a)または③イ. (b)に記載した対抗措置をとる場合があります。

イ. 当該買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

当該買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、取締役会は株主の皆様の利益を守ることを目的として、以下の具体的対抗策のうち、取締役会が適切と判断する措置をとることができるものとします。

なお、実際に新株予約権を発行する場合には、一定割合以上の当社の株券等を保有する特定株主グループに属さないことを行使条件とするなど、対抗措置として効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

(a) 新株予約権の無償割当て

(i) 新株予約権の割当てを受ける者および割当てる新株予約権の数

取締役会が別途定める基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てるものといたします。

(ii) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的たる株式の数は新株予約権1個当たり1株といたします。

(iii) 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、取締役会が別途定める基準日における当社の最終の発行済株主総数（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く）に相当する数とします。

(iv) 新株予約権の発行価額

無償といたします。

(v) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1株当たり1円を下限とし時価の2分の1以上を上限とする金額の範囲内で取締役会が定める額といたします。

(vi) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものといたします。

(vii) 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、行使条件、取得条件その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものといたします。

(b) その他の対抗策

(a) によることが妥当でないと判断される場合で大規模買付行為に対する対抗策を実施する場合は、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める措置のうち大規模買付行為に対する対抗策として適法かつ相当と認められる措置をとるものといたします。

ウ. 特別委員会の設置

本対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するために、社外取締役、社外監査役ならびに必要なに応じて選任される社外有識者で構成される特別委員会を設けます。

取締役会は、③イ. (a) または③イ. (b) に記載した対抗措置をとるか否かおよび対抗措置の解除その他重要な判断について必ず特別委員会の勧告を経るものとし、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。また、特別委員会の招集権限は、当社代表取締役のほか、各委員も有するものとし、その招集が確実に行われるようにします。なお、特別委員会の運営規程は下記のとおりであります。

『特別委員会運営規程』

(設置)

第1条 特別委員会は、取締役会の決議により設置される。

(構成)

第2条 特別委員会の委員は、3名以上とする。

2 特別委員会は、以下各号の委員によって構成されるものとし、取締役会が委員を選任する。

(1) 1名以上の社外取締役

(2) 1名以上の社外監査役

(3) 当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外有識者であって、当社取締役会によって指名された者(原則として、弁護士、公認会計士等の専門家、学識者、金融商品取引に精通する者、または、企業経営経験者、企業経営専門家等とする)。

3 委員の追加の必要がある場合、取締役会が独自の判断で候補者を決定する他、特別委員会は取締役会に対して候補者を推薦することができるものとし、かかる推薦があったとき、取締役会は推薦内容を検討するものとする。

4 取締役会は、委員の中から1名を特別委員会委員長に選任し、また、委員の中から1名を特別委員会委員長の職務代行者に選任する。

(任期)

第3条 委員の任期は以下各号のとおりとし、重任を認めるものとする。

(1) 社外取締役および社外監査役である委員

各々の取締役または監査役としての任期と同じとする。

(2) 社外有識者である委員

選任後2年とする。

(役割)

第4条 特別委員会は、取締役会の要請に応じて、原則として以下各号の事項について、勧告内容を決定し、その理由を付して取締役会に対して勧告するものとし、取締役会は、当該勧告を最大限尊重して最終的な決定を行う。

(1) 買収への対抗措置として、新株予約権の無償割当てを行うこと

(2) 買収提案者との事後交渉に基づいて、新株予約権の取得、発行中止を行うこと

(3) 前二号に準じる重要な事項

(4) その他、取締役会が特別委員会に勧告を求める事項

2 特別委員会は、決定に際して、買収提案者や買収提案の内容等について十分な情報を取得するよう努めるものとする。

3 特別委員会は、証券会社、投資銀行、弁護士、公認会計士、その他の外部の専門家に対して、検討に必要な専門的助言を求められることができるものとし、その費用負担は当社とする。

4 委員は、決定を行うにあたって、当社の企業価値に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

(招集)

第5条 特別委員会は、代表取締役（代表取締役に事故ある場合は取締役会が指名した取締役）および各委員がこれを招集する。

(定足数、決議の要件、議長、オブザーバー)

第6条 特別委員会は、特別利害関係者を除く全委員の2分の1以上が出席することによって成立し、その決議は出席した委員（特別利害関係者を除く）の過半数をもってこれを行うものとし賛否同数の場合は委員長の判断に従う。ただし、賛否同数であって委員長が欠席の場合は職務代行者の判断に従う。

2 特別委員会の議長は、委員長がこれを務めるものとし、委員長に事故あるときは他の委員がこれを務める。

3 決議の対象である買収案件に関して特別な利害関係を有する委員は、決議の議決権を有しないものとする。

4 以下各号の者は、議決権を持たないオブザーバーとして特別委員会に出席できる。

(1) 代表取締役（代表取締役に事故ある場合は取締役会が指名した取締役）

(2) 代表取締役が出席を必要と認める者

(3) 特別委員会が出席を必要と認める者

(事務局)

第7条 特別委員会には事務局を置き、経営管理部長がこれにあたる。

(改訂)

第8条 この規程の改訂は、特別委員会の諮問を経て、取締役会がこれを行う。

エ. 本対応方針の見直しおよび有効期間

取締役会は、関係法令の整備等を踏まえ、本対応方針を随時見直すものとします。

また、本対応方針の有効期間は当社の第45回定時株主総会終結のときまでとします。

④発動時に株主・投資者に与える影響等

ア. 発動時に株主・投資者に与える影響

大規模買付行為に対して対抗措置を講じることを決定した場合は、法令および証券取引所規則等に則って適時適切な開示を行い、また、当該買付者以外の株主、投資者に不利益を与えることのないよう適切な配慮をします（ただし、株主の皆様が以下イ. の手続に従うことを前提とします）。

イ. 発動に伴って必要となる株主の皆様の手続

対抗措置を講じる場合に株主の皆様は、以下の手続をとらない場合は株式持分の希釈化の不利益を受けます。

(新株予約権の発行の場合)

別途公告する基準日までに名義書換を完了していただく必要があります。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、51百万円であります。

なお、当第2四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	86,284,000
計	86,284,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年8月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	21,541,400	21,541,400	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	21,541,400	21,541,400	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

①平成20年3月27日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,150
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	115,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	261
新株予約権の行使期間	自 平成23年4月1日 至 平成26年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,361 資本組入額 681
新株予約権の行使の条件	<p>①新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、対象者が以下の各号に該当する場合はこの限りでない。</p> <p>i. 当社または当社の関係会社の取締役を任期満了により退任した場合</p> <p>ii. 当社または当社の関係会社の監査役を任期満了により退任した場合</p> <p>iii. 当社または当社の関係会社の従業員を定年により退職した場合</p> <p>② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められないものとする。</p> <p>③ 新株予約権者は、当社第45期(平成22年12月期)の確定した連結損益計算書において、中期経営計画の目標である経常利益が40億円以上(以下「目標値」という)となった場合に限り、新株予約権を行使できる。ただし、経営環境の急激な変化等により中期経営計画に変更が生じた場合は、その限りにおいて目標値は株主総会決議により変更されるものとする。</p> <p>④ その他の条件については、取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

②平成20年3月27日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,280
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	128,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—
新株予約権の行使期間	自 平成23年4月1日 至 平成26年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,100 資本組入額 550
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、対象者が以下の各号に該当する場合はこの限りでない。</p> <p>i. 当社または当社の関係会社の取締役を任期満了により退任した場合</p> <p>ii. 当社または当社の関係会社の監査役を任期満了により退任した場合</p> <p>iii. 当社または当社の関係会社の従業員を定年により退職した場合</p> <p>② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められないものとする。</p> <p>③ 新株予約権者は、当社第45期(平成22年12月期)の確定した連結損益計算書において、中期経営計画の目標である経常利益が40億円以上(以下「目標値」という)となった場合に限り、新株予約権を行使できる。ただし、経営環境の急激な変化等により中期経営計画に変更が生じた場合は、その限りにおいて目標値は株主総会決議により変更されるものとする。</p> <p>④ その他の条件については、取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日	—	21,541,400	—	3,702	—	3,953

(6) 【大株主の状況】

平成22年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
株式会社小学館	東京都千代田区一ツ橋2丁目3番1号	3,512	16.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	2,137	9.92
アステラス製薬株式会社	東京都中央区日本橋本町2丁目3番11号	1,640	7.61
キリンビジネスシステム株式会社	東京都渋谷区南平台町16-28 グラスシティ渋谷	1,040	4.82
CAC社員持株会	東京都中央区日本橋箱崎町24-1	742	3.44
日本マスタートラスト信託銀行株式会 社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	492	2.28
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1丁目1番2号	484	2.24
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オム ニバス アカント 常任代理人 株式会社みずほコーポレ ート銀行決済営業部	東京都中央区月島4丁目16-13	427	1.98
東洋ゴム工業株式会社	大阪府大阪市西区江戸堀1丁目17番18号	289	1.34
ノーザントラスト カンパニー(エイブ イエフシー) サブアカウント プリテイ ツシユククライアント 常任代理人 香港上海銀行東京支店	東京都中央区日本橋3丁目11-1	260	1.21
計	—	11,025	51.18

(注) 1. 上記のほか、自己株式が1,393千株あります。

2. 上記信託銀行の所有株式のすべては、信託業務に係るものであります。

3. ゴールドマン・サックス証券株式会社及びその共同保有者4社から、報告義務発生日を平成21年4月30日として平成21年5月11日付で提出された変更保有報告書の写しの送付があり、同日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けております。実質保有状況を把握できないため、上記大株主の状況に含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券保有割合 (%)
ゴールドマン・サックス 証券株式会社	東京都港区六本木六丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー	株式 131,300	0.61
Goldman Sachs International	Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB UK	株式 -	-
Goldman Sachs Asset Management, L.P.	32 Old Slip, New York, New York, 10005 U.S.A.	株式 324,300	1.51
Goldman Sachs & Co.	85 Broad Street, New York, New York 10004, U.S.A.	株式 200	0.00
ゴールドマン・サックス・アセ ット・マネジメント株式会社	東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー	株式 381,200	1.77
計	—	株式 837,000	3.89

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 1,393,800	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 20,145,500	201,455	—
単元未満株式	普通株式 2,100	—	—
発行済株式総数	21,541,400	—	—
総株主の議決権	—	201,455	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,200株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数12個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社 シーエーシー	東京都中央区日本 橋箱崎町24番1号	1,393,800	—	1,393,800	6.47
計	—	1,393,800	—	1,393,800	6.47

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高 (円)	669	630	680	767	760	690
最低 (円)	628	580	610	672	626	635

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役兼常務執行役員 グローバル推進本部長兼経営統括本部担 当兼人事戦略本部担当兼品質保証部担当	取締役兼常務執行役員 経営統括本部長兼グローバル推進本部 長兼人事戦略本部担当兼品質保証部担 当	酒匂 明彦	平成22年4月1日

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第2四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、太陽ASG有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,459	6,354
受取手形及び売掛金	4,764	6,362
有価証券	1,904	619
商品	34	35
仕掛品	651	921
貯蔵品	9	23
繰延税金資産	235	207
その他	763	740
貸倒引当金	△7	△8
流動資産合計	15,815	15,256
固定資産		
有形固定資産	*1 881	*1 891
無形固定資産		
のれん	2,349	2,426
その他	1,356	1,292
無形固定資産合計	3,706	3,719
投資その他の資産		
投資有価証券	8,476	7,592
繰延税金資産	1,830	1,956
その他	*2 818	1,616
貸倒引当金	△28	△28
投資その他の資産合計	11,098	11,136
固定資産合計	15,686	15,748
資産合計	31,501	31,004

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,907	2,227
1年内返済予定の長期借入金	280	280
未払法人税等	515	288
賞与引当金	247	291
受注損失引当金	50	—
その他	2,243	2,135
流動負債合計	5,245	5,223
固定負債		
長期借入金	980	1,120
退職給付引当金	4,431	4,389
その他	496	497
固定負債合計	5,908	6,006
負債合計	11,153	11,230
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,702	3,702
資本剰余金	3,969	3,969
利益剰余金	13,448	13,179
自己株式	△1,493	△1,632
株主資本合計	19,626	19,217
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	414	246
為替換算調整勘定	△301	△254
評価・換算差額等合計	113	△8
新株予約権	46	36
少数株主持分	561	527
純資産合計	20,347	19,773
負債純資産合計	31,501	31,004

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年6月30日)
売上高	20,311	18,566
売上原価	16,698	14,970
売上総利益	3,613	3,595
販売費及び一般管理費	* 2,563	* 2,563
営業利益	1,049	1,031
営業外収益		
受取利息	16	5
受取配当金	122	162
持分法による投資利益	6	15
その他	26	26
営業外収益合計	171	210
営業外費用		
支払利息	0	12
投資事業組合運用損	19	16
その他	22	12
営業外費用合計	42	41
経常利益	1,178	1,201
特別利益		
その他	1	3
特別利益合計	1	3
特別損失		
固定資産除却損	28	17
投資有価証券評価損	7	—
合併関連費用	—	18
その他	1	17
特別損失合計	37	52
税金等調整前四半期純利益	1,142	1,151
法人税、住民税及び事業税	537	468
法人税等調整額	△5	△13
法人税等合計	531	454
少数株主利益	33	46
四半期純利益	578	650

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
売上高	9,316	8,891
売上原価	7,636	7,276
売上総利益	1,679	1,615
販売費及び一般管理費	* 1,288	* 1,277
営業利益	390	338
営業外収益		
受取利息	5	2
受取配当金	122	148
持分法による投資利益	3	4
その他	12	15
営業外収益合計	143	171
営業外費用		
支払利息	0	5
その他	5	8
営業外費用合計	6	14
経常利益	528	495
特別利益		
投資有価証券評価損戻入益	40	—
その他	1	2
特別利益合計	41	2
特別損失		
固定資産除却損	12	—
投資有価証券評価損	7	—
その他	0	8
特別損失合計	19	8
税金等調整前四半期純利益	550	489
法人税、住民税及び事業税	24	△39
法人税等調整額	224	228
法人税等合計	248	189
少数株主利益	10	18
四半期純利益	291	281

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,142	1,151
減価償却費	155	183
のれん償却額	52	79
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△68	△43
売上債権の増減額 (△は増加)	1,283	1,747
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△99	284
仕入債務の増減額 (△は減少)	△93	△317
その他	△588	△133
小計	1,784	2,952
利息及び配当金の受取額	139	168
利息の支払額	△0	△12
法人税等の支払額	△1,073	△205
営業活動によるキャッシュ・フロー	850	2,903
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	—	△150
定期預金の払戻による収入	100	—
有価証券の取得による支出	△1,600	△700
有価証券の売却による収入	1,699	599
有形固定資産の取得による支出	△36	△46
無形固定資産の取得による支出	△236	△174
投資有価証券の取得による支出	△554	△102
差入保証金の差入による支出	—	△189
差入保証金の回収による収入	—	106
差入保証金の流動化による収入	—	857
関係会社株式の取得による支出	△355	△527
その他	38	10
投資活動によるキャッシュ・フロー	△944	△314
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	—	△140
リース債務の返済による支出	—	△28
自己株式の処分による収入	—	96
配当金の支払額	△299	△319
少数株主への配当金の支払額	△53	△8
財務活動によるキャッシュ・フロー	△352	△400
現金及び現金同等物に係る換算差額	59	△47
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△386	2,140
現金及び現金同等物の期首残高	7,525	6,658
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 7,139	※ 8,798

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 当第2四半期連結会計期間において、株式会社アームシステックス、株式会社アーム及び株式会社CACクリニットは当社と合併しました。 (2) 変更後の連結子会社の数 12社
2. 持分法の適用に関する事項の変更	持分法適用関連会社 ① 持分法適用関連会社の変更 当第2四半期連結会計期間において、株式会社総合臨床ホールディングス株式を追加取得したため、持分法の適用範囲に含めております。 ② 変更後の持分法適用関連会社の数 3社
3. 会計処理基準に関する事項の変更	(1) 収益及び費用の計上基準 受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準について、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を第1四半期連結会計期間より適用し、第1四半期連結会計期間以後に着手した受注制作ソフトウェア開発のうち、当第2四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準(進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。 これによる売上高及び損益に与える影響は軽微であります。 (2) 「企業結合に関する会計基準」等の適用 当第2四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。

【簡便な会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日)
固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間(自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年12月31日)
<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額は、636百万円であります。</p> <p>※2. 賃借物件の所有者に対して有する差入保証金の返還請求権857百万円を譲渡しており、同額が投資その他の資産の「その他」より除かれております。なお、賃借物件の所有者の差入保証金返還に支障が生ずる等、一定の事象が生じた場合において、譲渡した差入保証金の返還請求権を買取る可能性があります。</p>	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額は、720百万円であります。</p> <p>2. —</p>

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年6月30日)																				
<p>※ 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>役員報酬</td> <td>145百万円</td> </tr> <tr> <td>給料手当</td> <td>791</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>18</td> </tr> </table>	役員報酬	145百万円	給料手当	791	賞与引当金繰入額	63	退職給付費用	74	減価償却費	18	<p>※ 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>役員報酬</td> <td>233百万円</td> </tr> <tr> <td>給料手当</td> <td>797</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>15</td> </tr> </table>	役員報酬	233百万円	給料手当	797	賞与引当金繰入額	21	退職給付費用	74	減価償却費	15
役員報酬	145百万円																				
給料手当	791																				
賞与引当金繰入額	63																				
退職給付費用	74																				
減価償却費	18																				
役員報酬	233百万円																				
給料手当	797																				
賞与引当金繰入額	21																				
退職給付費用	74																				
減価償却費	15																				

前第2四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)																				
<p>※ 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>役員報酬</td> <td>70百万円</td> </tr> <tr> <td>給料手当</td> <td>434</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>9</td> </tr> </table>	役員報酬	70百万円	給料手当	434	賞与引当金繰入額	39	退職給付費用	37	減価償却費	9	<p>※ 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>役員報酬</td> <td>115百万円</td> </tr> <tr> <td>給料手当</td> <td>415</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>7</td> </tr> </table>	役員報酬	115百万円	給料手当	415	賞与引当金繰入額	21	退職給付費用	37	減価償却費	7
役員報酬	70百万円																				
給料手当	434																				
賞与引当金繰入額	39																				
退職給付費用	37																				
減価償却費	9																				
役員報酬	115百万円																				
給料手当	415																				
賞与引当金繰入額	21																				
退職給付費用	37																				
減価償却費	7																				

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年6月30日)																
<p>※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在) (百万円)</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>5,839</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超える定期預金</td> <td>△115</td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定</td> <td>1,414</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>7,139</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	5,839	預入期間が3か月を超える定期預金	△115	有価証券勘定	1,414	現金及び現金同等物	7,139	<p>※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在) (百万円)</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>7,459</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超える定期預金</td> <td>△165</td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定</td> <td>1,504</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>8,798</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	7,459	預入期間が3か月を超える定期預金	△165	有価証券勘定	1,504	現金及び現金同等物	8,798
現金及び預金勘定	5,839																
預入期間が3か月を超える定期預金	△115																
有価証券勘定	1,414																
現金及び現金同等物	7,139																
現金及び預金勘定	7,459																
預入期間が3か月を超える定期預金	△165																
有価証券勘定	1,504																
現金及び現金同等物	8,798																

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 21,541,400株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,423,882株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 46百万円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年3月25日 定時株主総会	普通株式	319	16	平成21年12月31日	平成22年3月26日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年8月4日 取締役会	普通株式	322	16	平成22年6月30日	平成22年9月10日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、関係会社所有の親会社株式等に係る配当額を含んでおります。なお、このうち当社持分相当額控除後の金額は321百万円であります。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)					
	システム構築 サービス (百万円)	システム運用 管理サービス (百万円)	BPO/BTO サービス (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	3,476	4,669	1,169	9,316	—	9,316
(2) セグメント間の 内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	3,476	4,669	1,169	9,316	—	9,316
営業利益又は営業損失	△93	390	94	390	—	390

	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)					
	システム構築 サービス (百万円)	システム運用 管理サービス (百万円)	BPO/BTO サービス (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	3,445	3,770	1,675	8,891	—	8,891
(2) セグメント間の 内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	3,445	3,770	1,675	8,891	—	8,891
営業利益	116	194	27	338	—	338

(注) 事業区分の方法及び各区分に属する主要なサービスの名称

サービスの種類、性質、業務形態等の類似性により下記の事業区分に区分しております。

システム構築サービス	システムコンサルティング、システム開発、システム保守、インフラ構築、パッケージインテグレーション
システム運用管理サービス	運用コンサルティング、システム運用、アプリケーション運用、データセンター、ヘルプデスク/コールセンター
BPO/BTOサービス	ビジネスプロセス・アウトソーシング、 ビジネストランスフォーメーション・アウトソーシング

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日)					
	システム構築 サービス (百万円)	システム運用 管理サービス (百万円)	BPO/BTO サービス (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	8,848	9,204	2,258	20,311	—	20,311
(2) セグメント間の 内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	8,848	9,204	2,258	20,311	—	20,311
営業利益	134	708	206	1,049	—	1,049

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日)					
	システム構築 サービス (百万円)	システム運用 管理サービス (百万円)	BPO/BTO サービス (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	7,671	7,494	3,400	18,566	—	18,566
(2) セグメント間の 内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	7,671	7,494	3,400	18,566	—	18,566
営業利益	580	421	30	1,031	—	1,031

(注) 事業区分の方法及び各区分に属する主要なサービスの名称

サービスの種類、性質、業務形態等の類似性により下記の事業区分に区分しております。

システム構築サービス	システムコンサルティング、システム開発、システム保守、インフラ構築、パッケージインテグレーション
システム運用管理サービス	運用コンサルティング、システム運用、アプリケーション運用、データセンター、ヘルプデスク/コールセンター
BPO/BTOサービス	ビジネスプロセス・アウトソーシング、 ビジネストランスフォーメーション・アウトソーシング

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）及び当第2四半期連結会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年6月30日）

全セグメントの売上高の合計に占める「本邦」の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前第2四半期連結累計期間（自平成21年1月1日 至平成21年6月30日）及び当第2四半期連結累計期間（自平成22年1月1日 至平成22年6月30日）

全セグメントの売上高の合計に占める「本邦」の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）及び当第2四半期連結会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年6月30日）

海外売上高がいずれも連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

前第2四半期連結累計期間（自平成21年1月1日 至平成21年6月30日）及び当第2四半期連結累計期間（自平成22年1月1日 至平成22年6月30日）

海外売上高がいずれも連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

（有価証券関係）

当第2四半期連結会計期間末（平成22年6月30日）

著しい変動がないため記載を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

当第2四半期連結会計期間末（平成22年6月30日）

当社グループはデリバティブ取引を行っておりません。

（ストック・オプション等関係）

当第2四半期連結会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年6月30日）

ストック・オプションに係る当第2四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費 5百万円

(企業結合等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

(共通支配下の取引等)

当社は、平成22年1月29日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社CACクリニット及び株式会社アームシステックス並びに同社の子会社である株式会社アームと合併することを決議し、平成22年3月25日開催の株主総会において、本合併契約承認が決議されたことを受け、平成22年4月1日を合併期日とし本合併を行いました。

1. 対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

①株式会社CACクリニット

事業の名称：CRO業務

事業の内容：主として製薬企業向けの医薬品開発のモニタリング業務

②株式会社アームシステックス

事業の名称：ソフトウェア・プロダクト開発・販売及びシステム開発業務

事業の内容：主として製薬企業向けのソフトウェア・プロダクト開発・販売及びシステム開発業務

③株式会社アーム

事業の名称：CRO業務

事業の内容：主として製薬企業向けの医薬品開発支援サービスにおけるデータマネジメント業務及び統計解析業務

(2) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併。株式会社CACクリニット、株式会社アームシステックス及び株式会社アームは解散いたしました。

(3) 結合後企業の名称

株式会社シーエーシー(当社)

(4) 取引の目的を含む取引の概要

当社は、平成18年7月に株式会社アームシステックス及び同社子会社の株式会社アームを子会社化し、医薬品開発支援サービスにおけるデータマネジメント業務と統計解析業務の提供能力を強化いたしました。また、平成19年3月には株式会社メディカル・エコロジー(株式会社CACクリニット)を子会社化し、医薬品開発のモニタリング業務の提供能力を強化いたしました。

今般、各社が提供するサービスの連携強化と効率化を進め、今後さらに、医薬品開発支援分野での資本・業務提携先とも協力して、同分野での一貫サービス体制の構築を図るとともに、ITを活用した同サービスの進化を推進することを目的として、当社の連結子会社である株式会社CACクリニット及び株式会社アームシステックス並びに同社の子会社である株式会社アームと合併いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 最終改正平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成20年12月26日公表分)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)		前連結会計年度末 (平成21年12月31日)	
1株当たり純資産額	981.21円	1株当たり純資産額	960.61円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年6月30日)		当第2四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	28.90円	1株当たり四半期純利益金額	32.45円
潜在株式調整後	－円	潜在株式調整後	－円
1株当たり四半期純利益金額		1株当たり四半期純利益金額	

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2. 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年6月30日)
四半期純利益(百万円)	578	650
普通株主に帰属しない金額(百万円)	－	－
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	578	650
期中平均株式数(株)	19,997,518	20,055,198

前第2四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	14.57円	1株当たり四半期純利益金額	13.99円
潜在株式調整後	－円	潜在株式調整後	－円
1株当たり四半期純利益金額		1株当たり四半期純利益金額	

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2. 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
四半期純利益(百万円)	291	281
普通株主に帰属しない金額(百万円)	－	－
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	291	281
期中平均株式数(株)	19,997,518	20,112,243

(重要な後発事象)

当第2四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

(事業構造改革に伴う希望退職者の募集)

当社は平成22年7月1日開催の取締役会において、事業構造改革に伴う希望退職者の募集を行うことを決議いたしました。

1. 希望退職者募集の理由

当社グループは、顧客のIT活用形態の変化に対応し、ITと業務を統合して提供するBPO/BTOサービスの拡大に取り組むなど事業構造の改革を進めていますが、クラウドコンピューティングの台頭など情報サービス産業の構造変化が進展していることから、この事業構造改革を加速する必要があると判断いたしました。これに伴い、受託型事業からサービス提供型事業への転換を加速することを目的として、希望退職者の募集を行うことといたしました。

2. 希望退職者募集の概要

- (1) 募集対象者 平成22年12月31日時点で、満43歳以上満60歳未満、かつ勤続年数が3年以上の正社員
- (2) 募集人数 70名程度
- (3) 募集期間 平成22年8月16日から平成22年8月25日まで
- (4) 退職日 平成22年9月30日
- (5) その他 会社都合による退職金に加えて特別加算金を支給し、希望者には外部の支援機関を通じた再就職支援を行う。

3. 希望退職による損失の見込額

今回の希望退職者募集に伴う特別加算金等の支払いにより、平成22年12月期第3四半期において特別損失を計上する予定ですが、四半期報告書提出日時点において応募者数および特別加算金等の損失の見込額は確定しておりません。

(リース取引関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

著しい変動がないため記載を省略しております。

2【その他】

① 訴訟

当社は、平成17年に実施されたTOBへの応募による株式会社アイ・エックス・アイ（以下、IXI）の株式の譲渡に関して、下記の訴訟を提起され、現在係属中です。当社は、原告主張の損害賠償金を支払う義務はないと認識しておりますが、本件訴訟の進展によっては、当社の業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(1) 訴訟の提起があった裁判所及び年月日

東京地方裁判所 平成19年9月20日

(2) 訴訟を提起した者

株式会社インターネット総合研究所（東京都目黒区）

(3) 訴訟の内容

- ・ IXIの非常勤取締役を兼務していた当社役員(当時)、同じく非常勤監査役を兼務していた当社従業員、計2名の損害賠償責任に関する使用者責任に基づく損害賠償請求
- ・ 公開買付に関する契約書の錯誤無効に基づく、不当利得の返還請求
- ・ 公開買付に関する契約書の締結に際する説明義務違反（債務不履行ないし不法行為）に基づく損害賠償請求

(4) 請求金額

14,380百万円及び遅延損害金

② 中間配当

平成22年8月4日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(1) 中間配当による配当金の総額 ・ ・ ・ ・ ・ 322百万円

(2) 1株当たりの金額 ・ ・ ・ ・ ・ 16円

(3) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 ・ ・ ・ ・ ・ 平成22年9月10日

(注) 平成22年6月30日現在の株主名簿に記録された株主に対し、支払を行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月11日

株式会社シーエーシー

取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野辺地 勉 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大村 茂 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 雅也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社シーエーシーの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社シーエーシー及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が四半期連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年8月10日

株式会社シーエーシー

取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野辺地 勉 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大村 茂 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 雅也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社シーエーシーの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社シーエーシー及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は平成22年7月1日開催の取締役会において、事業構造改革に伴う希望退職者の募集を行うことを決議している。
2. 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間から「工事契約に関する会計基準」及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が四半期連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。